

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名：福祉部

事業種名：12 建築物の建設、工作物の設置

1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

建築物の建設に当たっては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律や埼玉県建築物環境配慮制度などの基準に従い、環境性能に配慮した建築物の整備に努めているところである。

計画段階や設計段階のものについては、建築物の断熱性能の向上や高効率設備の導入による省エネ化や太陽光発電設備の設置による創エネを検討している。

また、施工段階のものについては、建設副産物の削減や再生資源の積極的な使用などについて、執行委任先の都市整備部と調整を行っているところである。

2 主な成果

（特に成果を上げることのできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

朝霞児童相談所（仮称）の整備については、断熱材や断熱ガラスの使用による断熱性能の向上、高効率型空調機、全熱交換器、LED照明設備及び太陽熱温水器などによる省エネ化、更に、太陽光発電設備による創エネを行い、環境に配慮した建築物として現在工事中である。

3 今後の方針

（環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。）

今後の児童相談所の整備については、朝霞児童相談所（仮称）の整備を参考に、更なる環境性能の向上についても検討していきたいと考えている。

4 課題

（環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。）

建築物の更なる断熱化や省エネ化については、施工費の面で問題があり、その採用は現状では限定せざるを得ない。

5 事業一覧

(様式第 1 号により個別評価を行った事業を列挙する。)

別表－ 2 のとおり

別表 2

個別評価事業一覧

事業年度：令和5年度

部局名：福祉部

事業種名：建築物の建設、工作物の設置

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	朝霞児童相談所（仮称）・一時保護所整備費	設計段階	44	39	88.63636364	4
2	一時保護所環境改善・機能強化推進事業	構想・計画段階	20	14	70	3
	合計		64	53		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 福祉部 課・所・室名 こども安全課

事業の種類	12 建築物の建設、工作物の設置	事業名	朝霞児童相談所（仮称）・一時保護所整備費
事業の規模	延べ面積4,021㎡	実施場所	朝霞市内
計画期間	令和4～令和6年度	段階	設計段階
事業の概要： 8 番目の県設置の児童相談所（一時保護所併設）を朝霞市内に整備する。 建物概要 鉄筋コンクリート造 2 階建て 建築面積：2,203.65㎡ 延べ面積：4,021.13㎡			

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

外壁や屋上に断熱材を設置し、開口部にはLow-E複層ガラスを使用するなどして、建物の断熱性能の向上について止めた。また、省エネ型空調機や全熱交換器、LED照明や人・明るさセンサーの採用により、省エネに努めた。更に、太陽光発電設備や太陽熱温水器を設置することにより、創エネ・省エネにも配慮した建物とした。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 1 2 建築物の建設、工作物の設置に関する環境配慮方針

事業名	朝霞児童相談所（仮称）・一時保護所整備費
-----	----------------------

配慮時期	設計段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	✓
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	✓
	3	日照障害、電波障害、風害の防止や景観の保全に努める。	○	✓
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	✓
	2	蓄電池等の導入を図る。	○	
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6	交通流の整序化を図る。	○	✓
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	
	8	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。	—	
	9	ノンフロン製品等の導入を図る。	○	✓

	10	建物の断熱化を図る。	○	✓
	11	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	13	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するように努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓
	6	改修・修繕の容易な建物となるよう努める。	○	✓
	7	建物の耐久性に配慮する。	○	✓
	8	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	9	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	2	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	✓
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	

	5	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	2	害獣・害虫等が繁殖しづらい建物構造・設備配置や樹種の選定等を行い、薬剤散布を極力行わない管理方法に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。		
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	✓
	4	公共下水道の導入を図る。	○	✓
	5	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	6	排水再利用(中水利用)システムの導入を図る。	○	
	7	節水機器の採用に努める。	○	✓
	8	透水性舗装、浸透枳・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	9	地盤沈下対策を適切に実施する。	○	✓
	10	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。	○	✓
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓

4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
5	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり		該当	実施
個別事項	1 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。		
	2 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	3 児童や県民等への学習の場を創出する。		
	4 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		

合計	
(a)	(b)
44	39

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
88.6%

【総合評価の評価基準】

5：実施率が90％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4：実施率が80％以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3：実施率が、70％以上である。

2：実施率が、50％以上70％未満である。

1：実施率が、50％未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 福祉部 課・所・室名 こども安全課

事業の種類	12 建築物の建設、工作物の設置	事業名	一時保護所環境改善・機能強化推進事業
事業の規模	延べ面積約1,900㎡	実施場所	上尾市内
計画期間	令和6～令和8年度	段階	計画段階
事業の概要： 児童相談所の一時保護所について、入所児童の権利擁護を保障するため、個室化等の環境改善及び機能強化により一時保護所の適切な運営を図っていく。 建物概要 鉄筋コンクリート造2階建て 延べ面積：約1,900㎡			

※別表1を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

今後の設計段階では、建築物の高断熱化、高効率設備の導入や太陽光発電設備の規模など、具体的な環境配慮事項の検討を進めていきたい。

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 1 2 建築物の建設、工作物の設置に関する環境配慮方針

事業名	一時保護所環境改善・機能強化推進事業
-----	--------------------

配慮時期	構想・計画段階
------	---------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	✓
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	✓
	3	日照障害、電波障害、風害の防止や景観の保全に努める。	○	✓
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	✓
	2	蓄電池等の導入を図る。	○	
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	
	4	エネルギーの効率的利用を図る。		
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6	交通流の整序化を図る。	—	
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	—	
	8	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		
	9	ノンフロン製品等の導入を図る。		

	10	建物の断熱化を図る。		
	11	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。		
	12	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。		
	13	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該 当	実 施
個 別 事 項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するように努める。		
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		
	6	改修・修繕の容易な建物となるよう努める。	○	✓
	7	建物の耐久性に配慮する。	○	✓
	8	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	9	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該 当	実 施
個 別 事 項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	2	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	

	5	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	2	害獣・害虫等が繁殖しづらい建物構造・設備配置や樹種の選定等を行い、薬剤散布を極力行わない管理方法に努める。		
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。		
	4	公共下水道の導入を図る。	○	✓
	5	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	6	排水再利用(中水利用)システムの導入を図る。	○	
	7	節水機器の採用に努める。		
	8	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。		
	9	地盤沈下対策を適切に実施する。		
	10	周辺の地下水に影響を与えないようにする。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。		

ハ	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	✓
	2	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	3	児童や県民等への学習の場を創出する。	—	
	4	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	—	

合計	
(a)	(b)
20	14

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
70.0%

【総合評価の評価基準】

5：実施率が90％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4：実施率が80％以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3：実施率が、70％以上である。

2：実施率が、50％以上70％未満である。

1：実施率が、50％未満である。

総合評価
3

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。